

小学校運動部活動の社会体育移行に伴うスポーツクラブ等の活動方針

天草市

運動部活動は、学校において計画する教育活動として、子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、学校や学年の枠を超えて自主性・協調性・責任感・連帯感等を育成するなど、児童の健全育成、各種スポーツの振興に極めて重要な役割を果たしてきた。

平成27年3月に熊本県教育委員会が策定した「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」を受け、本市でも平成31年4月から小学校運動部活動が社会体育に完全移行となり、地域や保護者等の協力を得ながら、子ども達が運動に親しむことができる環境づくりを進めてきたところである。

本方針は、運動部活動が持つ教育的な意義を継続しつつ、児童が心身の健康を増進し、生涯にわたって運動に親しむ素地を作ることができるように、受け皿となるスポーツクラブ等の活動方針を設けるものである。

1 指導方針

子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむ能力を養い、体力の向上や健康の増進、豊かな人間関係を育むことを目指し、次の点に配慮して行うこと。

- (1) 児童の自主性を尊重し、その興味、関心、意欲を大切にすると指導に努める。
- (2) 勝利至上主義に陥ることなく、指導者と児童または児童同士の人間関係を深め、一人ひとりがスポーツを楽しめる健全な雰囲気づくりに努める。
- (3) 子どもの発達段階を踏まえ、適切な活動の時間を設定し調和のとれた生活を送ることができるように努める。
- (4) 保護者及び学校とも連携を図りながら活動を進める。(練習や試合等を計画する場合は、学校行事を優先させること。)

2 団体・指導者

団体・指導者については、次の条件を満たすこととする。

- (1) 天草市が主催する指導者研修会を受講した指導者が1人以上いること。
- (2) 市の研修会を受講できない場合には、次の要件を満たす指導者を確保すること。
地域スポーツ指導者研修会(熊本県教育委員会・熊本県スポーツ協会主催)の受講者
- (3) 児童・保護者が安心して活動できるよう、傷害保険等に参加すること。
- (4) 指導者については、その人の人格が児童に与える影響が大きいことを考え、指導者としての識見を高めること。

3 活動方針

(1) 活動日

子どもの発育や発達に応じた適切な運動を行うことが大切であり、休養日を設けるなど無理のない範囲での活動とすること。また、学校休業日（夏季・冬季・学年始め及び学年末等）は、ある程度長期にまとまった休養日を設けるなど配慮すること。

- ①週日数は3日以内を原則とする。
- ②休日（土、日、祝日）は、無理のない範囲での活動とする。
- ③学校休業日においても、①及び②に準じた扱いとする。

(2) 活動時間

活動時間の設定に当たっては、次の点に留意し日常生活（学校や家庭での学習、必要な休養や睡眠など）に支障をきたすことがないように配慮すること。

- ①平日は、2時間以内を原則とし、午後8時までの練習時間にとどめる。
- ②休日は、3時間以内を原則とし、遅くとも午後5時までには終了する。
- ③学校休業日においても、①及び②に準じて活動する。

4 対外試合

児童の発達段階に応じて無理がないよう計画し、本人の意志・健康及び学業などに留意するとともに、保護者の理解も十分に得ること。

- (1) 大会参加については、児童にとって過度な負担にならないよう配慮する。
- (2) 練習試合は、天草市内及び近隣の市町で行うのが望ましい。

5 施設使用料の減免

- (1) 施設使用料の減免を希望する団体は、天草市役所スポーツ振興課に登録を行うこと。

※減免の要件については、別に定める「小学校運動部活動の社会体育移行に係る市内体育施設等の使用料減免の取扱いについて」を参照。

- (2) 使用する施設の借用については、各団体で行うこと。